

全国自治体情報公開度ランキング採点基準（案） 09年4月26日版  
 全国市民オンブズマン連絡会議

交際費	各5ポイント	交際相手情報	市長 相手方 交際の 情報の 費用の	A 相手方の個人名まで全面公開 B 一部の個人名のみ非公開 C 非個人の公開+個人名のほとんどが公開 D 非個人の公開+個人名の一部の公開 E 非個人の公開+個人名の非公開 F 非個人の一部の公開（個人一部公開も含む） G 全面非公開	病氣見舞いの個人名まで原則開示 病氣見舞いは一部非開示 病氣見舞い以外の個人名はすべて開示 個人は相手により開示、一部非開示 法人・団体名のみ開示 法人・団体名も一部非開示	ポイント 5 5 5 5 5 5 5
予定価格情報	5ポイント	首長 部長 局	A 4 予定 価格 情報 の	A 予定価格を入札前に公表する制度がある B 予定価格を入札後に公表する制度がある C 入札後に情報公開請求があれば予定価格を開示する D 情報公開請求もで開示せず E 予定価格を作成せず	情報公開請求によらず公表 情報公開請求によらず公表	5 4 3 2 1

制度運用	10ポイント	情報公開 可能な 首長 部長 局 の 請求	A 何人も情報公開請求可能 B 広義住民以外の人には、理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり） C 広義住民のみ情報公開請求可能	10 5 1
失格	閲覧 手数 料	コピー代	A 4 1枚あたりの複写料（円）	10円-10 20円-25円-5 30円-1
ポイント計				

※情報公開度、制度運用は08年12月1日現在